

「e-KOBE」給水装置工事 電子写真検査方法について

申請者向け(指定工事事業者向け)マニュアル

改訂:2022年7月4日(月)

目次

1. はじめに	•••••	1
(「e-KOBE」の登録および事前登録について)	•••••	(省略)
2. 給水装置工事電子写真検査について	••••••	2

1. はじめに

神戸市水道局においては、工事用申請については写真検査を実施しているところです。この度、更なる利便性の 向上に向けた取組みとして、神戸市スマート申請システム(以下「e-KOBE」という。)を利用して給水装置工事の 電子写真検査を開始します。

- ◆ 現場で撮影した写真をそのまま添付することができます。
 (写真帳に整理した後、写真帳を添付していただいても構いません。)
- ◆ 原紙(写真帳および写真)、自社検査報告書等の提出は必要ありません。
- ◆ メーターが必要な工事の場合、納金確認の窓口にて検査完了(手続き完了)のメール画面を提示し、メータ ーを受取ってください。

(1)対象工事について

工事用簡易申請(「e-KOBE」)対象の工事

(2)受付時間と検査期間について

- ◆ 電子申請のサービス提供時間を、原則として 24 時間 365 日、利用可能としています。ただし、システムの 保守等のため「e-KOBE」を停止することがあります。
- ◆ 電子申請の作成や送信は24時間可能ですが、13時00分以降の申請は翌営業日扱しとなります。
- ◆ 申請日の翌日から1営業日目に検査結果を「e-KOBE」を通じて電子メールにて連絡します。電話等での 問合せは受付していませんので、電子メールを確認してください。

申請	Ξ	1営業日	2 営業日
13 時まで	検査	検査結果	
13 時以降	検査		検査結果

◆ 差戻しにより再申請となった場合、再申請があった日が申請日となり、改めて検査期間が必要となりますので、申請の際には、入力間違いや入力漏れ、写真の添付漏れがないようご注意ください。

(「e-KOBE」の登録および事前登録について)

「e-KOBE」を利用して給水装置工事の電子写真検査を実施する場合、インターネットの「e-KOBE」のページ から [利用者情報の新規登録] および [給水装置工事 電子申請事前登録] が必要です。

[利用者情報の新規登録] および [給水装置工事 電子申請事前登録] は以下の神戸市ホームページに



「工事用簡易電子申請マニュアル」および「工事用簡易電子申請操作方法」を掲載していますので、そちらを確認してください。

【神戸市ホームページ「工事用簡易電子申請の実施について」のページ】

URL:

https://www.city.kobe.lg.jp/a01479/business/annaitsuchi/gyousha/koujiyoukannishinsei.html

2. 給水装置工事 電子写真検査について

ここでは、「e-KOBE」を利用した電子写真検査についてご説明します。

(1)「e-KOBE」のログインについて

インターネット「e-KOBE」のページからログインが必要です。

URL: https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home

画面右上の「ログイン」を選択してください。 [ログイン] 画面が表示されます。 登録した利用者 ID(メールアドレス)とパスワードを入力し、「ログイン」を選択します。

「e-KOBE」にログインします。画面右上にログインユーザー名が表示されます。 ※ログインすると、登録したメールアドレスに通知メールが送信されます。

(2)給水装置工事電子写真検査の検索について

① 「e-KOBE」で給水装置工事 電子写真検査を検索します。

検索の方法には、以下の4つがありますが、「利用者情報を指定して検索する」方法は推奨しませんので、紹介しません。

・キーワードで検索する:ホーム画面の [申請できる手続き一覧] で、「事業者向け手続き」を選択します。キー ワード検索に「給水」と入力してください。

・カテゴリを指定して検索する:「カテゴリ」のタブを選択>「住まい・水道・下水道」>「水道」を選択してください。 ・行政組織を指定して検索する:「組織」のタブを選択>「水道局」を選択してください。

・利用者情報を指定して検索する:推奨していません。

② [給水装置工事申請] > [工事用簡易電子申請] > [給水装置工事 電子写真検査] を順番に 選択してください。

※工事場所の行政区に係わらず全市共通です。

(3)給水装置工事 電子写真検査について

ここでは、「給水装置工事 電子写真検査」の具体的な申請手続きについて説明します。

- ① [給水装置工事 電子写真検査]を選択します。
- ② [内容詳細] 画面が表示されます。手続きの詳細を確認し、[次へ進む] を選択します。
- ③ [申請内容の入力] 画面は以下の2ページに分かれています。
 - <mark>ア)基本情報を入力するページ</mark>
 - イ)検査に必要な写真等を添付するページ



ア) 基本情報の入力

① 以下の基本情報を入力し、「次へ進む」を選択してください。

※赤字の*マークは必須項目です。必須項目を入力していない場合、「次へ進む」を選択するとエラーメッセージが 表示されますので、メッセージに従って入力してください。

※青字の¹マークは初期設定の日付やログインユーザーの利用者情報の登録情報が自動で入力されますので、 登録情報に間違いがなければ入力する必要はありません。

ただし、利用者情報を誤って登録していた場合、修正する必要があります。次回申請までに利用者情報を修正してください。次回の申請時からは正しい情報が自動入力されるようになります。

No.	項目	説明
1	申請日	申請した日が自動で初期入力されます。
		(神戸市水道局配水課で修正することがあります。)
2	受付番号*	受付番号4桁を入力します。
	工事場所(行政区)*	工事場所の行政区を選択します。
3		(東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水
		区·西区·北区)
4	工事場所(町丁目・番地・建物名	工事場所の町丁目・番地・建物名等を入力します。
	等)*	例:加納町 6-5-1
5		業者コード5桁を入力します。
6	指定工事事業者の名称および氏名*	利用者情報の「法人名/事業者名」が自動で入力されま
		च. [!]
7	担当技術者の氏名*	今回申請の担当者の氏名を入力します。
8	担当技術者の電話番号*	今回申請の担当者の連絡先の電話番号をハイフンなしで入
		力します。

イ)検査に必要な写真等の添付

- ① 給水装置工事自社検査報告書・使用材料確認報告書(PDF ファイル)を添付してください。
- ② 添付する写真の様式を写真帳(PDF ファイル)または写真データ(画像ファイル)のどちらかを選択してく ださい。
- ③ 以下のとおり、検査に必要な項目を選択してください。選択した写真に応じて、添付用の入力欄が表示されます。

※指定されたファイル形式(PDF または jpeg、 png)の写真しか添付できません。

※検査項目の選択が漏れると、写真の添付用の入力欄が表示されません。 検査を受ける項目を全て選択するようにしてください。

※赤字の*マークは必須項目です。必須項目を入力していない場合、「次へ進む」を選択するとエラーメッセージが 表示されますので、メッセージに従って入力や添付してください。

※「工事現場遠景」、「工事現場近景」、「配管状況」は必ず写真を1枚添付してください。</mark>それ以外の項目については、一つの項目につき最大2枚の写真を添付することができます。添付する写真が2枚以上ある場合は、その他の項目に添付してください。



④ 検査項目の選択と写真の添付が完了したら、「次へ進む」を選択してください。

No.	申請書類	説明
1	自社検査報告書等*	給水裝置工事自社検査報告書·使用材料確認報告書
		(PDF ファイル)を添付してください。
2	添付写真様式*	添付する写真の様式を写真帳(PDF ファイル)または写真
		データ(画像ファイル)のどちらかを選択してください。
3	検査項目*	「常圧」、「加圧」、「メーター装置」、「止水栓」、「残留塩素
		濃度」、「舗装復旧」から該当する検査項目を選択してくださ
		い。
4	写真帳*	写真帳(PDF ファイル)を添付してください。
		添付する PDF ファイルは 10MB 以下としてください。
5	工事現場遠景*	必ず写真を添付してください。(1枚)
		工事場所全体の様子や周辺状況を確認できる写真を添付
		してください。
6	工事現場近景*	必ず写真を添付してください。(1枚)
		工事箇所全体の様子を確認できる写真を添付してください。
		施工範囲(メーター装置・止水栓・水栓等)が設置されて
		いることを確認できる写真を添付してください。
7	配管状况*	必ず写真を添付してください。(1枚)
		配管全体の様子を確認できる写真を添付してください。
		給水管に防凍材が施工されていることを確認できる写真を添
		付してください。
8	常圧	該当する工事であれば写真を添付してください。(1枚目は
		必須、2枚目は任意)
		水圧テスト装置全体が正しく設置されていることを確認できる
		写真を添付してください。ゲージの目盛りを確認できる写真を
		添付してください。
9	加王	該当する工事であれば写真を添付してください。(1枚目は
		水土テスト装置全体か止しく設置されていることを確認できる
		与具を添付しくたさい。
		ケージの自盛りを確認できる与具を添付してくたさい。
		よに、メーター 表面を 新設9 る 場合は、 逆止 弁(ナヤツキ)を
		取りかし(刀叫土し(いることを)===などきる「与具をぶ付してくた
		20%



10	メーター装置	該当する工事であれば写真を添付してください。(1枚目は 必須、2枚目は任意) 副止水栓の上流パッキンを取替えるスペースが確保されてい るか確認できる写真を添付してください。 また、旧型のメーター装置を使用している場合、内部申請の 際には取替えが必要となりますのでご注意ください。
11	止水栓	該当する工事であれば写真を添付してください。(1枚目は 必須、2枚目は任意) 止水栓を新設する場合は、スピンドルがセンターにあり、傾い ていないことを確認できる写真を添付してください。
12	残留塩素濃度	該当する工事であれば写真を添付してください。(1枚目は 必須、2枚目は任意) 残留塩素が0.1mg/L以上保持されていることを確認でき る写真を添付してください。
13	その他	追加で添付したい写真があれば添付してください。(1枚)

ウ)検査内容の確認

入力した内容を確認するための[申請内容の確認] 画面が表示されます。検査内容を確認してください。

【修正する場合】

入力や選択、添付資料を間違えていた場合、間違えていた箇所の右側に表示されている「修正する」を選 択すると、その入力項目の [申請内容の入力] 画面に戻ります。

※画面の一番下の「戻る」を選択しても [申請内容の入力] 画面に戻ることができます。

入力や選択内容や添付資料を修正し、「次へ進む」を選択すると「申請内容の確認」画面が表示されます。

② 申請内容に問題がなければ、「申請する」を選択してください。

③ 〈登録します。よろしいですか?〉と表示されますので、「OK」を選択してください。

④ [申請の完了] 画面が表示されます。登録しているメールアドレス宛に申請の受付メールが送信されま す。

※受付メールが届いた時点では検査開始となっていません。検査が開始されると検査開始メールが登録しているメールアドレスに送付されますので、お待ちください。

※ [申請の完了] 画面や受付メールに受付番号が表示されていますが、これは「e-KOBE」の受付番号です。水道局配水課より付与する4桁の受付番号とは関係ありません。

I)検査内容の差戻し

検査内容を確認した結果、検査内容に不備があった場合、登録しているメールアドレス宛に再申請メールが 送信されます。

※申請日の翌日から1営業日目に検査結果を「e-KOBE」を通じてEメールにて連絡します。差戻しの処理があった場合、再申請された時点から再度検査開始となります。当初の申請があった時点から検査開始ではあ



りませんのでご注意ください。

- ② [マイページ] 画面のお知らせの「申請状況のお知らせ」を選択すると、 [お知らせ一覧] 画面が表示 されます。
- ③ [お知らせ一覧] 画面で再申請が必要な申請には、「申請内容を修正してください。」と表示されていま すので、該当する申請を選択してください。
- ④ [申請状況履歴一覧] 画面が表示されますので、「申請内容の詳細画面へ進む」を選択してください。
- 5 [申請内容照会] 画面が表示されます。水道局配水課からの差戻し理由が記載されていますので、ご 確認ください。また、修正が必要な入力事項や添付書類については、赤字で「修正してください」と記入さ れていますので確認してください。
- ⑥ 差戻し理由に従って、添付書類の修正が完了したら、「申請内容を修正する」を選択すると、「申請内容の入力」 画面が表示されます。
- ⑦ 入力内容や添付書類を修正してください。修正が完了したら、「次へすすむ」を選択し、再申請内容を確認した上で、「申請する」を選択してください。再申請が完了です。

力) 検査完了

検査に合格すると、登録しているメールアドレス宛に検査完了(手続き完了)メールが送信されます。 窓口にて検査完了メール画面を提示し、メーターを受取ってください。

※メーターの必要がない工事については竣工となりますので、特に作業していただく必要はありません。

全ての写真検査手続きは完了です。